

## 29 農地・担い手関連施策の制度確立について

### 《提案・要望の内容》

- 人・農地プランについては、真に地域農業のマスタープランとしての位置づけとなるよう、担い手等の個人をターゲットにした支援策のみでなく、その基盤として地域ぐるみで集落機能の維持・発展に取り組めるような関連施策を統合した制度とすること。
- 昨年度スタートした青年就農給付金制度の予算確保と、制度の拡充（親元就農の場合の農地に係る所有権移転要件の緩和等）を図ること。また、経営体育成支援事業での新規就農者への機械施設整備補助の復活と十分な予算の確保を行うこと。
- 雇用による就農促進に向け、農の雇用事業を継続するとともに、平成24年度3次募集から設けられた雇用就農者の年齢制限（45歳以上は対象外）を撤廃すること。

※地域の将来像を描く人・農地プランの策定が進められているが、新規就農者や一定規模の面積を経営する土地利用型農業の担い手等、個人に焦点を当てた施策となっており、集落を構成する多様な農家全体が役割を持ち、メリットも享受できるような制度の拡充が必要。

※農村は担い手不足の深刻化により崩壊の危機に直面しており、今後の農業・農村維持のために新規就農者の確保対策は必要不可欠である。昨年度創設された新規就農・経営継承総合支援事業は、新規就農者の確保・定着を促進する施策として評価。ただし、給付に係る農地要件（農地の過半が給付対象者本人の所有又は親族以外からの賃借が主）が、親元就農者を対象とする際のネックとなっており要件緩和が必要。

※経営体育成支援事業については、平成25年度予算において、新規就農者への機械施設整備補助メニューが削除されている。  
平成24年度において、県内で7市町12名の新規就農者が活用。新規就農者支援策として非常に有効であり、支援の継続が必要。

※農の雇用事業については、平成24年第3回募集から45歳以上の研修生が国の助成対象外となり、本県独自で助成対象としているところ。  
(平成21年度以降採択された399名のうち約21%が45歳以上)

## 30 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

### 《提案・要望の内容》

- 国はポジティブリスト制度導入に伴う農薬の残留農薬基準の見直しを順次進められているところではあるが、とりわけ魚介類に対する農薬残留基準値については早急な対応が必要であり、水田はもとより畑地での使用頻度の高い農薬についても積極的に農薬残留基準値の設定を進めること。
- 特に、シジミの産地である東郷池周辺において使用頻度が高い以下の農薬については、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。(CYAP(シアノホス)、プロチオホス、ダイアジノン、クロルピリホス、シメトリン、トリシクラゾール)

※平成18年12月に東郷池のシジミにおいて一律基準を超える除草剤(クミルロン)の成分の残留が判明し、リスク評価等を早急に実施していただいた結果、平成19年8月に魚介類の残留基準が設定され、8か月間の出荷自粛の後、操業再開となった。

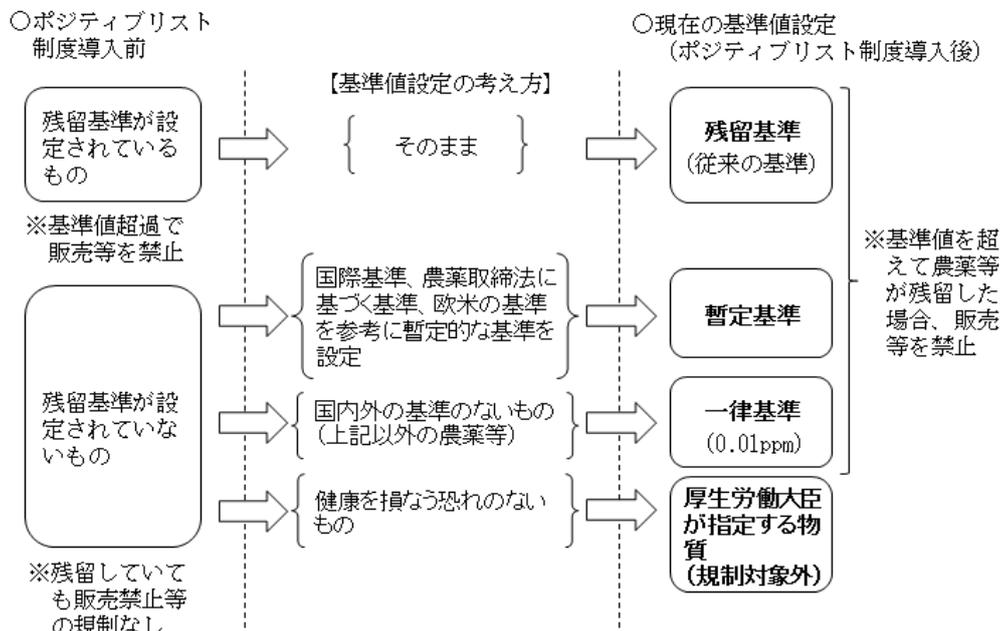
※また、平成20年7月17日には、一律基準を超える殺虫剤(ダイアジノン)が検出され、シジミへの残留値が一律基準値以下に低下するまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至った。

※農業生産者が適切な農薬の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、降雨等の自然現象により畑地からもシジミの生息する湖沼等に流出する恐れがある。

※魚介類の農薬残留基準には多くの場合、一律基準が適用されるが、一律基準が適用される限り、一日摂取許容量に照らして人の健康に影響を及ぼすものではない場合でも出荷停止等が繰り返され、今後ともシジミの漁業者に多大な影響を与えることが懸念される。

※なお、これまで鳥取県が魚介類における残留基準値の設定を要望していた殺菌剤(クレソキシムメチル)については、リスク評価等を実施していただいた結果、平成25年5月に魚介類の残留基準が設定された。

### <参考>



## 31 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

### 《提案・要望の内容》

○鳥獣被害防止対策は本県の重要な施策であり、今後とも事業を継続実施するとともに、国として十分な予算を確保すること。

※本年度は前年度に続いて9.5億円を確保していただいております。本県では全市町村が被害防止計画を策定し、国事業と県事業によって目標達成に向けて計画的に支援。

※また、平成24年度補正の緊急捕獲等対策事業については、生息が拡大しているシカの捕獲対策が加速するよう有効に活用。

※鳥獣被害は中山間地域を中心に被害が拡大している状況にあり、今度とも対策が滞らないよう十分な予算確保が必要。

### <参考>

#### 本県の鳥獣被害対策の状況

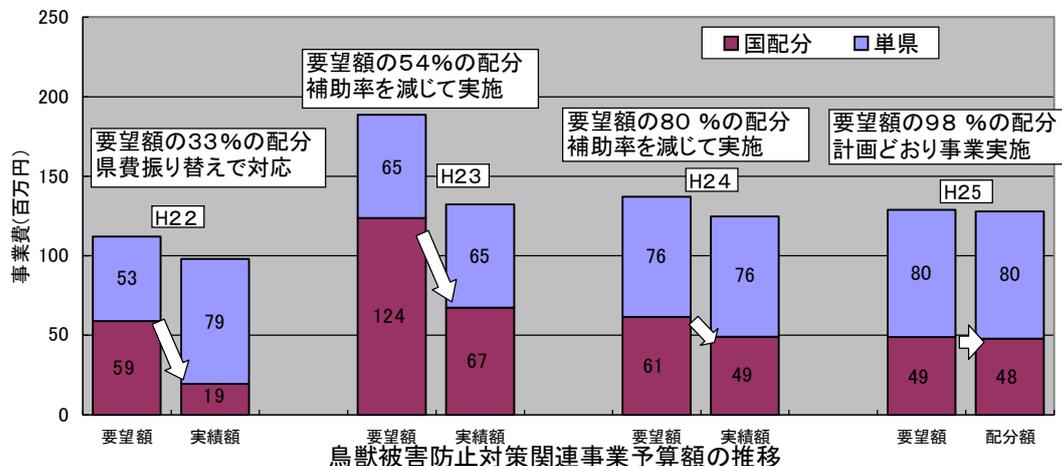
- 1 鳥獣被害額は平成22年度まで増加傾向にあったが、23年度以降は少なく推移
- 2 イノシシ、シカの生息数は依然として多い状態が続いており、継続的な対策実施が必要
- 3 現場からは侵入防止柵設置、捕獲奨励金の交付、捕獲器具導入等の要望が多い
- 4 配分減については県費による増額、補助率の引き下げ、事業縮小で対応

鳥獣による農林業被害額の推移(千円)

獣種	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
イノシシ	35,177	34,605	53,116	68,588	76,249	37,459	43,777
シカ	996	2,127	10,853	35,573	61,180	8,638	16,941

有害捕獲数の推移(頭)

獣種	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
イノシシ	2,254	2,171	2,654	2,475	4,565	2,809	3,535
シカ	90	231	263	845	2,031	2,398	2,390



## 32 酪農生産基盤維持のための酪農ヘルパー制度の継続について

### 《提案・要望の内容》

○酪農経営に必要不可欠な現行の酪農ヘルパー制度に対する国の助成を継続すること。

〔 ※今年度末で現行の酪農ヘルパー制度に対する国の助成が終了するため、生産者は、酪農ヘルパー料金の値上げなどによる経営悪化等の不安を払拭できない。  
 ※生産者や他県からも国の助成の継続要望も強い。 〕

### <参考>

#### 1 現行の酪農ヘルパー制度での国負担について

本県では、国と大山乳業負担で約6,000千円の補助金を支出。補助金がなくなった場合は、農家負担で15%値上げが必要となり、輸入飼料価格や燃油高騰により経営が悪化している酪農経営にとって悪影響。

#### 2 酪農ヘルパー事業継続に関する農家の声

【酪農ヘルパー事業の国助成がなくなることに對して、農家は不安の声を挙げている。】

- ・酪農ヘルパー事業に国からの助成がなくなる場合、個人負担が上がるため活用しにくくなる。
- ・酪農ヘルパーがあることで後継者が安心して就農してくれる。国からの助成がなくなってしまう場合、個人負担が増加してしまう。
- ・国の助成がなくなった場合、小規模農家での負担が増してしまい、ヘルパーを利用しなくなる。そのような場合、過重労働による経営悪化も考えられる。

#### 3 酪農ヘルパー制度に対する都道府県の意向

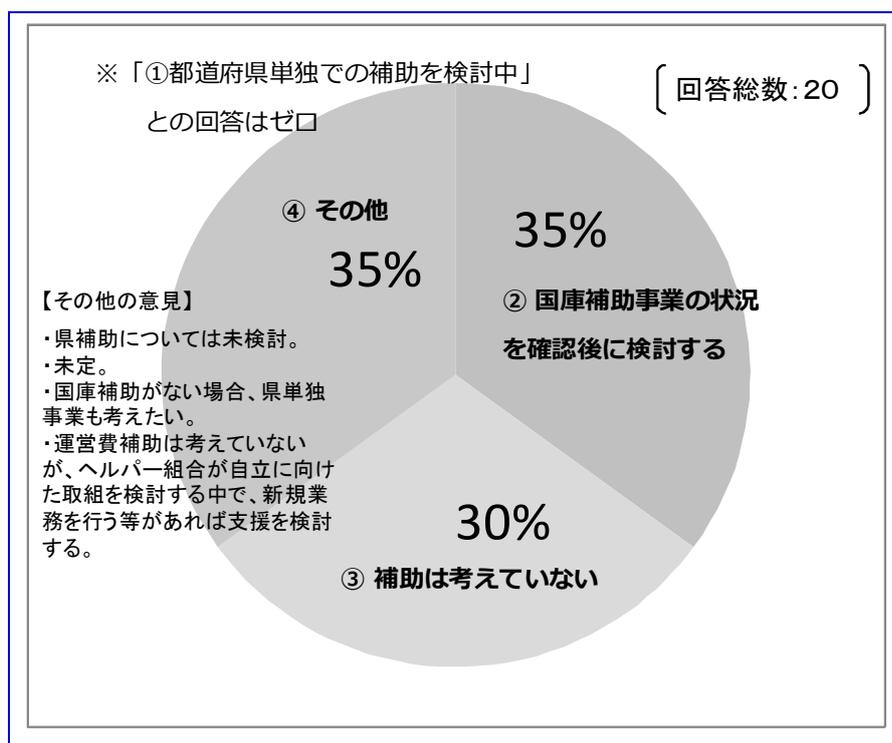
(平成25年1月末 鳥取県実施アンケート結果から)

##### <主な意見>

- ・国に酪農ヘルパー事業の助成継続を要望しているため、国の動向を注視しつつ今後の対応を協議。
- ・国方針が出てから県方針を検討する。

##### <国に助成がなくなった場合の県の意向 20県から回答>

※各県とも国の補助状況を注視しており、国の補助がなければ公的な酪農ヘルパー制度がなくなる可能性もあり。



### 33 造林公社に対する支援措置の拡充について

#### 《提案・要望の内容》

- 県が公社に対し行う利子補給や無利子貸付への支援に対する特別交付税措置について、継続及び拡充を行うこと。
- 相続等により森林所有者に異動があった場合、所有者に代わって公社が登記の手続きを行うことができるようにするとともに、その際に必要となる経費に対する国庫補助制度を創設すること。

#### <参考>

- ・造林公社に対する支援に関しては、これまでも県が公社に対し利子補給や無利子貸付を行う場合の利子負担分について、特別交付税措置（県負担の1/2）がなされているが、県の財政負担を軽減する観点から、当該支援措置について、継続及び拡充をお願いしたい。

【最近4カ年の特別交付税措置額（試算）】

（単位：百万円）

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
利子補給分	6 4	6 1	5 9	5 5
無利子貸付分	2 6 0	1 8 6	1 8 8	1 5 8
計	3 2 4	2 4 7	2 4 7	2 1 3

- ・また、鳥取県及び鳥取県造林公社では、平成25年2月に「財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン」及び「財団法人鳥取県造林公社第1期経営改善計画」を作成し、平成32年度までに単年度黒字化を図ることを目標としている。
- ・本計画の目標を達成するため、搬出間伐を本格的に開始することとしているが、その際に、相続や所有権の移転時に登記が適正に行われていないため、分収契約の相手と実際の森林所有者が異なる事態が発生し、搬出間伐等の実施に支障が及ぶことが懸念される。  
（参考：造林公社の総契約数1,860件）
- ・このため、相続等により土地所有者に異動があった場合に、公社が登記手続きを代行することを可能とするとともに、当該手続きに必要な経費の支援が必要。

## 34 森林・林業の再生に向けた制度の見直し・継続について

### 《提案・要望の内容》

- 地域の实情に即した森林整備が可能となるよう、森林環境保全直接支援事業における面積規模要件等の緩和などの改善を行うこと。
- 木材需要の拡大を図るため、木造公共建築物の整備を推進するための支援の継続及び予算の確保を図るとともに、木材利用ポイント事業を来年度以降も継続すること。

※森林環境保全直接支援事業の要件（間伐面積及び搬出材積の下限）がネックとなり、事業実施に支障を来している事例がある。

※木造公共施設整備は、県産材の需要拡大はもとより、県内林業・木材産業の活性化や経済波及効果、雇用創出効果も期待できるため、事業期間の延長を要望するもの。

※木材利用ポイント事業は、県産材の使用量等に応じて支援する「木の住まい助成事業」（県事業）の対象とならないような小規模な住宅や家具等の木材製品も対象となるなど、両事業の相乗効果により県産材の需要拡大に大きく貢献することが期待される。

### <参考>

#### 【森林環境保全直接支援事業の面積規模要件等】

- ・現行の要件では、毎年継続して5ha以上の施業面積を確保できず、補助対象とならない施行地が生じるなど、事業実施に支障を来している。

現 行	要 望
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1森林経営計画当たり5ha以上</li> <li>・切捨間伐は搬出とセットで実施可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1森林経営計画当たり2回目の施業であれば5ha要件を緩和</li> <li>・切捨間伐のみでも実施可能とする</li> </ul>

#### 【木造公共施設整備関連】

- ・国の補助事業を活用して、4年間で54棟の公共施設の木造化、内装木質化が図られ、県産材が約5,500m<sup>3</sup>使用（戸建て住宅に換算して184戸に相当）。県産材の需要拡大はもとより、林業、木材産業、建築業等の活性化に貢献。また、利用者から「暖かい」「癒やされる」など高い評価。

#### 《本県における状況》

区分	H21	H22	H23	H24	H25(予定)	計
棟数	10	26	17	1	9	63
認定こども園・保育所	2	4	4	1	4	15
医療・社会福祉関連施設	4	7	2		2	15
公民館・集会所等		9	11		2	22
その他	4	6			1	11
県産材使用量 (m <sup>3</sup> )	1,343	2,725	1,164	300	—	5,532
(参考:戸建住宅戸数換算)	45	91	39	10	—	184

## 35 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連基金の創設について

### 《提案・要望の内容》

- 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。
- 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。
- 新協定締結後10年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられている漁業者に対し、中長期的な経営改善を図るため、単年度予算ではなく基金創設による抜本的な漁業経営救済策を講じること。

### <参考>

○暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間で協議を重ねているが、韓国側の合意不履行等により、今後も大きな進展が望めず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識している。

○双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、両国政府レベルで協議が行われ、国（水産庁等）も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。

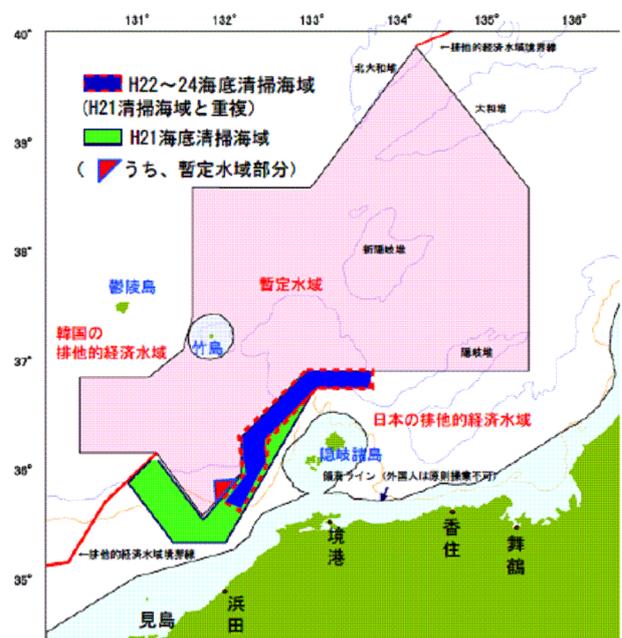
○国は、影響緩和に向けた支援措置をこれまでも講じてきたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具は一向に改善されず、漁業者はいまなお厳しい経営を強いられている。

※水研センターは、暫定水域内は相当漁獲圧が高く、90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないと報告。韓国漁船問題を早期に解決しない限り資源状況はますます厳しい。

○このため、漁業者からは漁具回収予算の確保と併せ、単年度予算措置から基金創設による中長期的な漁業経営救済対策が求められている。

《沖合底びき網など暫定水域の多大な影響を受ける漁業者への具体的な救済策》

- (1) 代船建造支援策 (2) 燃油高騰策 (3) 海技士資格取得促進策 (4) 操業期間の見直し など



### 36 フロンティア漁場整備事業の事業費確保及び実施地区の拡充並びに漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度について

#### 《提案・要望の内容》

○フロンティア漁場整備事業について十分な事業費の確保及び事業実施地区の拡充を図ること。

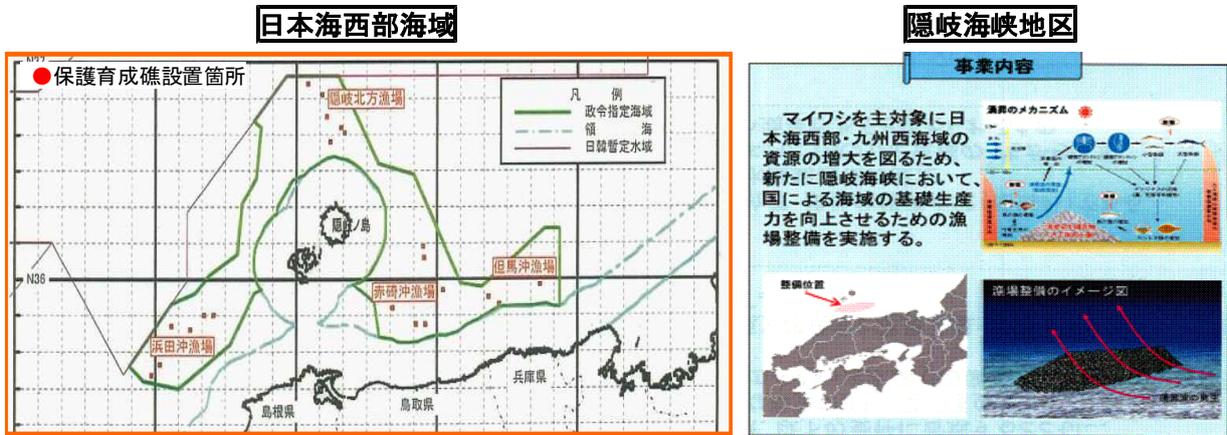
※①国におかれては、日本海西部海域（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を直轄事業として平成19年度から実施されているところ。既に完成した箇所では、漁業者から「資源の保護につながっている。」等の高い評価が寄せられている。更なる資源の確保や増大につなげるため、日本海西部海域における全箇所の早期完成。  
 ②本年度から着手される隠岐海峡地区におけるマアジ、マサバ等の資源増大を目的とした事業の計画どおりの実施。  
 ③マアジ、マサバ等の資源の一層の増大を図るため、地元要望の高い鳥取沖地区における早期の事業着手。

○サンドリサイクルに漁港内堆積土砂を有効利用するための国の支援制度を創設すること。

※日本海側の海岸は、その大部分が砂浜海岸で形成されており、波浪等の影響で海浜が侵食され、その土砂が漁港内に堆積し漁船の出漁等、漁業に支障が生じている。補助事業においては5年に1回の採択となっているが、白砂青松の海岸を保全するサンドリサイクルのため浚渫土砂を養浜等に有効利用する場合は、継続的に補助事業で実施出来る等の支援制度の創設が必要。

#### <参考>

○フロンティア漁場整備事業



○航路泊地確保のため漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度の創設について



【写真】 岩戸漁港（鳥取市福部町）

- 毎年、沿岸の漂砂と隣接する河川からの土砂により漁港の港口が閉塞し漁業活動に支障が生じている。
- 浚渫した土砂は、サンドリサイクルに活用している。



## 37 安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

○山とともに暮らす県民が安心して生活ができるよう、山地災害の早期復旧及び荒廃山地における治山施設の整備による森林保全のための継続的な事業費を確保すること。

- ・山地災害復旧関連事業（民有林、国有林）
- ・荒廃森林保全事業

県土の大部分が中山間地域である本県において、山地災害の発生は、多くの県民生活、産業に影響をもたらす。

→平成23年台風12、15号による県民への影響

住民避難・・・鳥取市鹿野町河内地区ほか のべ132名

住家被害・・・一部損壊2戸

森林被害・・・48箇所9.64ha

→観光に打撃

多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」周辺において、山腹崩壊により大山環状道路が長期にわたり通行止めとなり、観光に大きな打撃を与えた。

荒廃した山地災害を放置することは、更なる土砂災害を誘発する危険がある。

県民の日々安定した生活を確保するためには、県民の生命財産に密着した山地の保全が必要であり、治山施設の早期整備が不可欠である。

### <参考>



## 38 地方政府間の観光交流を支援する取組について

### 《提案・要望の内容》

- 「日韓地方観光交流促進計画」に盛り込まれた、地方政府間の観光交流に対する支援を継続し支援を拡充すること。

#### 【特に拡充をお願いしたい事業】

- ・日韓地方間の観光交流のうち姉妹都市間など2地域間で行うものに対しても訪日旅行促進事業（地方連携事業）を適用できるように制度を拡充すること。

※現行制度においては「広域として2県以上にわたる事業」のみが適用対象とされている。

### 《「日韓地方観光交流促進計画」について》

※2012年10月の日韓観光振興協議会における合意に基づき、2013年を「日韓地方観光交流元年」とするとともに、日韓交流人口を700万人とすることを目指した、「日韓地方観光交流促進計画」が策定された。

※同計画では姉妹都市交流の情報発信を行うこととするほか、地方で行われる国際イベントや地方の「祭」、文化・教育・スポーツイベントについても対象とし、訪日旅行促進事業等により支援することとされている。

### 《背景》

※鳥取県は大韓民国江原道と1994年に友好提携し、多分野において交流しているところ。2014年には友好提携20周年を迎え、観光分野においては相互の地域における観光PRや旅行商品造成のための招請、広報などを計画。

※江原道以外にも、ロシア沿海地方や中国吉林省で開催される観光展への出展や、旅行会社の旅行商品造成のための視察を受け入れているところ。

## <参考>

### 鳥取県と韓国との交流について

- ・鳥取県境港と江原道東海港が定期貨客船で、鳥取県米子鬼太郎空港と韓国仁川空港が定期空路で結ばれ、行政・民間を問わず、福祉・文化・環境・水産・産業・青少年・スポーツ等の多岐にわたる交流を行っている。
- ・鳥取県内の市町村と韓国の自治体との友好提携数8組は日本一で、日韓交流のモデルケース。更に鳥取県と江原道の間では、議会、大学（鳥取大学は11、鳥取環境大学は2の韓国の大学と国際交流協定を締結）、マスコミ間の友好提携（NHK鳥取放送局とKBS春川放送局、日本海テレビと江原民放、中海放送とC&M）も進んでいる。



【江原道での鳥取県観光情報説明会2012年】

## 39 ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について

### 《提案・要望の内容》

○地域が取り組むまんが・アニメをテーマとした総合イベントの実施や国内外へのまんが・アニメに関する情報発信、人材育成のほか、コンテンツ産業の振興などソフトパワーを活用した地域活性化の取組に対し積極的に支援すること。

※鳥取県は、平成24年を「まんが王国とっとり」建国の年と位置づけ、「国際まんが博」、「国際マンガサミット鳥取大会」など、まんがやアニメをテーマとする様々なイベントを展開し、これらを活用して地域を活性化していこうとの機運が大いに盛り上がったところ。

(これらに対して地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業補助金

H24：294百万円、H25：43百万円(内定)を支援いただいた。)

※まんがは、観光振興をはじめ人材育成や産業振興などの面でも非常に効果的な地域振興策のツールであると認識しており、県としても本年度の取組を一過性のものとせず、継続して拡充、発展させていきたいと考えているところであり、地域の取組に対し国レベルでの支援が不可欠。

### <参考>

#### ○鳥取県における平成25年度の取組

##### 1. 「まんが博・乙」の開催

(1) 期 間：平成25年7月13日から8月25日までの44日間

(2) 概 要：国際まんが博の成果を引き継ぎ、鳥取からソフトパワーを広く発信するため、「まんが博・乙(おつ)」を開催。

○「国際まんが博」(H24年8～11月)



○「国際マンガサミット鳥取大会」(H24年11月)



##### 2. コンテンツ産業の創出検討

鳥取県西部地域がWEBクリエイターにとって魅力ある地域とするためのアイデア創出、支援スキーム等を検討する。

(1) クリエイター育成機関、コンテンツ企業、県内関係団体による検討会を設置

(2) 機運盛り上げのためのフォーラムの開催

\*平成25年1月、米子市に「デジタルハリウッド米子校」が開校

## 40 県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について

### 《提案・要望の内容》

○県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。

#### 【河川事業】

斐伊川：中海湖岸堤 渡漁港（築堤、樋門）、米子空港南側（築堤）  
貯木場（築堤）、旗ヶ崎承水路（樋門）

日野川：青木箇所（河道掘削＜流下能力向上＞）

天神川：小鴨箇所、米積箇所外（河道掘削＜流下能力向上＞、侵食対策）

千代川：佐貫～用瀬区間外（河道掘削＜流下能力向上＞、堰改修）

#### 【砂防事業】

日野川流域：三の沢箇所外（土砂流出防止）

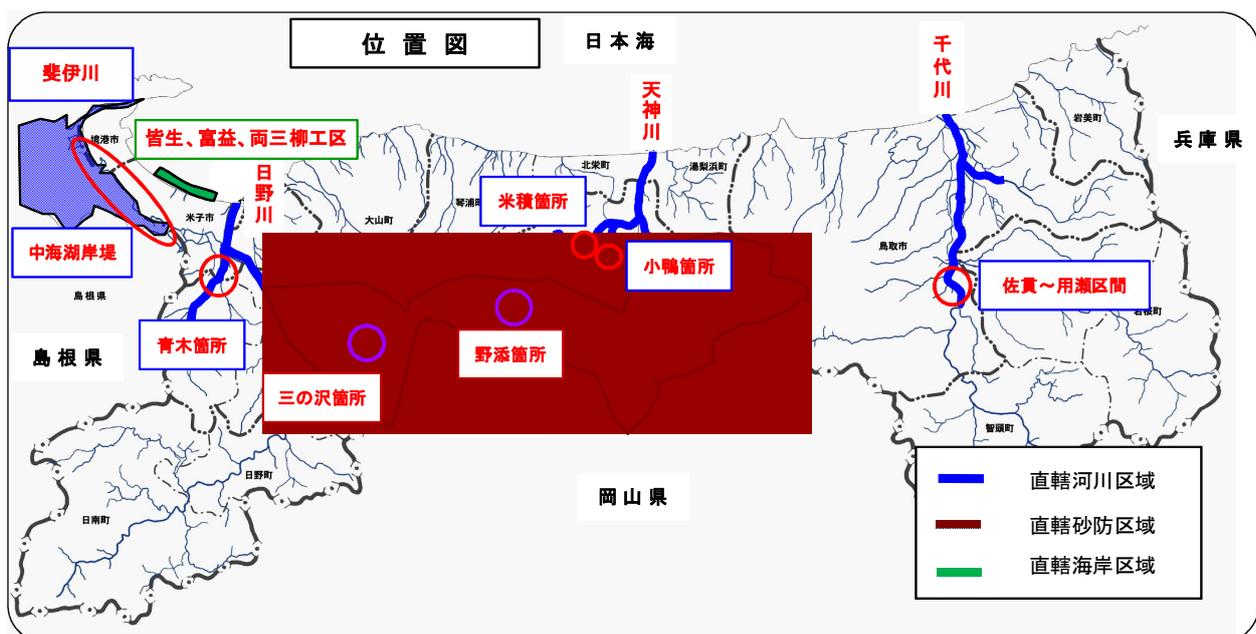
天神川流域：野添箇所外（土砂流出防止）

#### 【海岸事業】

皆生海岸：皆生工区（人工リーフ＜施設改良＞）

富益工区、両三柳工区（養浜工）

※近年、全国各地で台風や「ゲリラ豪雨」など局地的な豪雨が多発しており、平成23年9月には台風12号によって紀伊半島で、また平成24年7月には梅雨前線によって九州地方で、観測史上記録的な豪雨により甚大な人的被害が発生したところ。  
※鳥取県内は、中国山地から発する急流河川が多く、急激な水位上昇や土砂堆積等によってこれまでも浸水被害が発生しており、平成23年の台風12号では県中西部地域を中心に堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水、集落の孤立が発生するなど、早急な防災対策が不可欠。



<参考>

【日野川】

・河川事業（青木箇所）

平成23年の台風12号では、法勝寺川の水位上昇の影響で、県管理の小松谷川沿いの米子市青木地区で浸水被害が発生したほか、法勝寺川沿いの南部町境地区で浸水被害が発生（床上9戸、床下45戸）し、県道が通行止めとなり、一時集落が孤立した。

・ <青木箇所の浸水状況>



・砂防事業（日野川流域）

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、特に梅雨時期や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、大山環状道路が通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土石流による災害の不安を抱えている。

・ <大山南壁下流域土砂流出状況>



## 41 直轄事業における地元企業への優先発注について

### 《提案・要望の内容》

○従来から配慮していただいているが、公共事業が減少して、厳しい経営環境が続いていることから、より一層、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して配慮を行うこと。

- ・建設工事における分離・分割発注を推進すること。
- ・本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。
- ・建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。
- ・建設工事における下請工事について、地元企業を優先すること。

※既に行っていただいている地元企業の受注機会拡大措置等

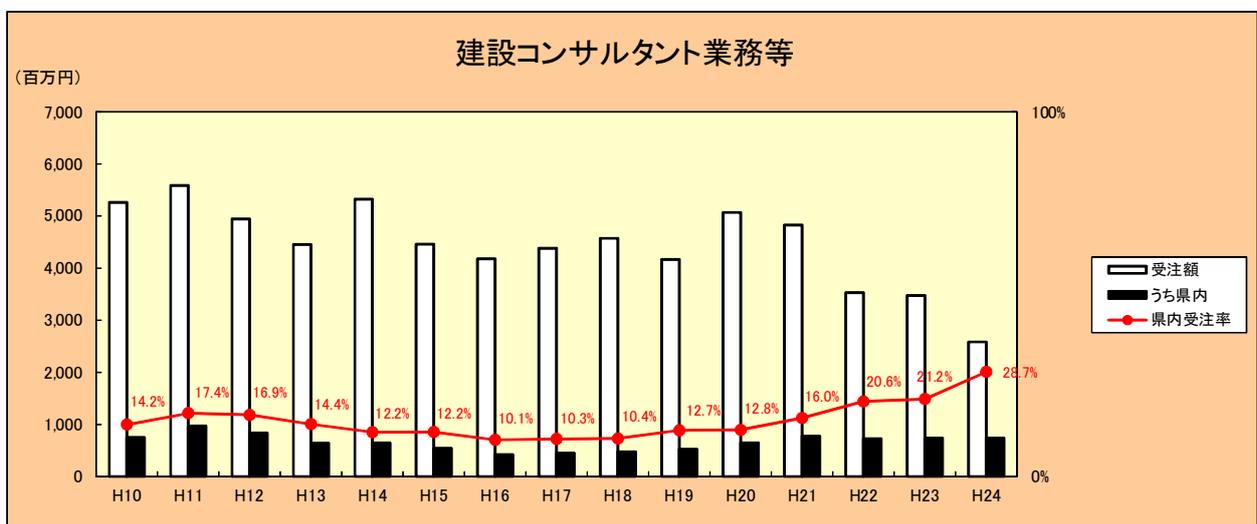
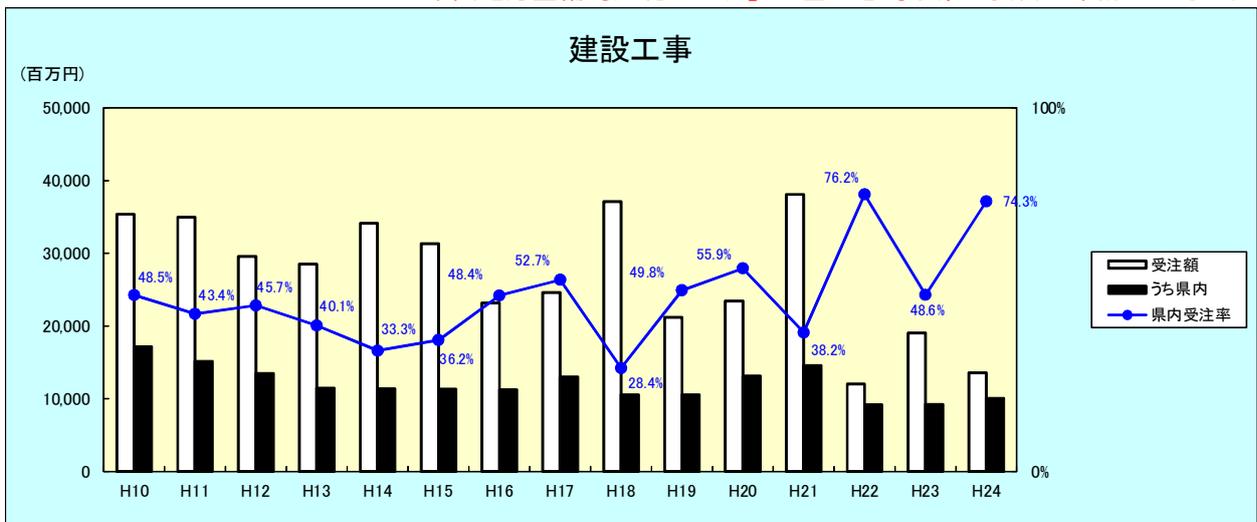
- 平成21年度～
  - ・地元企業向け工事の拡大（工事金額）
  - ・指名基準に本店限定を設けること
  - ・地元企業活用促進型総合評価方式の試行 など
- 平成22年度～
  - ・鳥取県認定グリーン商品の積極使用 など

※これらの取組により、県内企業の受注額について一定水準は確保されている。

### <参考>

#### 直轄工事における県内企業受注状況

「中国地方整備局入札データ」に基づき鳥取県が独自に集計したもの)



## 42 津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について

### 《提案・要望の内容》

- 日本海側の各府県が津波浸水想定の設定を行うに当たり、情報の提供及び技術的な支援を行うこと。
- 日本海側の各府県の連携が図られるよう積極的に調整すること。
- 日本海側の各府県が調査・検討を行うに当たり、十分な財政支援を行うこと。

※平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律(法律第123号、H23.12.27施行)では、国土交通大臣の定める基本指針に基づき各都道府県知事が津波浸水想定を設定することとなっている。

※平成23年3月の東日本大震災において東北地方を中心に未曾有の津波被害が発生したことを受け、当県では同年7月から独自に津波浸水想定の見直しに着手し平成24年3月に結果を公表したところである。

### <参考> 平成23年度 鳥取県津波浸水想定の見直し概要について

- 1 検討委員会の開催状況  
第1回(平成23年7月29日)、第2回(平成23年10月5日)、  
第3回(平成23年12月28日)、第4回(平成24年3月22日)、計4回開催。

### 2 検討結果概要

#### (1) 選定した波源モデルの概要

- ・海域活断層(中国電力資料より)

名称	概要	諸元
鳥取沖東部断層 (北上がり)	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した箇所。	・長さ51km ・モーメントマグニチュードMw7.30
鳥取沖西部断層 (北上がり)	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した箇所。	・長さ33km ・モーメントマグニチュードMw7.05

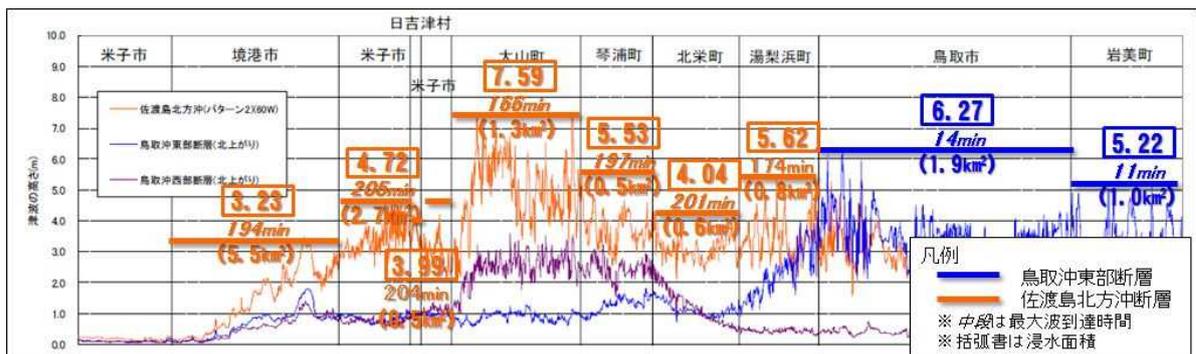
- ・プレート境界型(地震調査研究推進本部資料より)

名称	概要	諸元
佐渡島北方沖断層 (60度西落ち)	・佐渡島北方沖の空白域全体が活動した場合の想定地震。空白域の最も沖合(水深の大きな場所)に設定。	・長さ222.2km ・モーメントマグニチュードMw8.16

#### (2) 浸水想定の結果概要(平成24年3月公表)

- ・最大津波となる断層モデルは「鳥取沖東部断層」と「佐渡島北方沖断層」
- ・鳥取沿岸の最大津波高は7.59m(西伯郡大山町)
- ・鳥取沿岸の浸水面積は14.7km<sup>2</sup>(沿岸9市町村の合計)

### <沿岸市町村の最大津波高分布図>



## 43 地球温暖化対策の充実強化について

### 《提案・要望の内容》

○「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正法案が可決され、5月24日に公布されたところであるが、この法案に基づく地球温暖化対策計画を定め、温室効果ガス排出量削減に関する中長期的な目標を早期に策定するとともに、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を講じること。

- ・ 京都議定書第一約束期間が平成24年末をもって終了し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も平成24年度末をもって終了した。
- ・ 政府は、京都議定書第二約束期間（H25～32年）には加わらないが、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組むこととなる。
- ・ 政府は、2020年までの削減目標を、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約会議（COP19）までに25%削減目標をゼロベースに見直す予定。
- ・ 昨年度策定したとっとり環境イニシアティブは政府の動向が不透明な中、先進的な取組を進めるために、25%削減を前提に策定。
- ・ 今後の取組に当たって、東日本大震災後の状況を踏まえた、国としての中長期的な目標や基本的な施策の方向を早期に示してもらふ必要がある。

○二酸化炭素排出量削減のための社会システムとして、国内排出量取引の早期本格導入、国内排出権統一市場の構築に向けた措置並びにカーボンオフセットやカーボンフットプリントの制度周知を国においても積極的に行うこと。

- ・ 国内排出量取引制度、J-クレジットなど、市場メカニズムを活用した二酸化炭素削減方策の果たすべき役割は大きく、普及拡大の措置を講じることが必要。

○スマートメーターの導入促進など実効ある省エネ対策を推進すること。

- ・ 実効ある省エネ対策を進めるためには電力消費の見える化が不可欠であり、そのためのツールであるスマートメーターの導入促進する必要がある。

## 44 私立中学校に対する就学支援金制度の創設について

### 《提案・要望の内容》

○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

※「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

※この法律により、平成22年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

※しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかったことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

※本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図るとともに、教育条件の維持・向上、修学上の経済負担の軽減など、公私間格差の解消を図るためにも、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

※とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のみままである一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

### <参考>

#### 1 中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区 分	小学校	中学校	高等学校
私立	軽減なし	軽減なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

#### 2 国の高等学校等就学支援金制度の概要

- ・ 私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額 118,800円）を支給
- ・ 低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	(118,800円)	(59,400円)	—

## 45 少人数教育推進のための教職員定数の改善について

### 《提案・要望の内容》

○学力向上やいじめ問題等の諸課題への的確な対応など質の高い教育を実現できるよう、少人数指導のための加配教職員の充実や少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など必要な教職員体制の整備を行い、少人数教育を推進すること。

### <参考>

#### 1 全国的な状況

- 今後の少人数学級の推進については、文部科学省と財務省で平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討することとなった。
- 昨年度小学校2年生の少人数学級が制度化されず、未実施の学級へ加配することで対応。
- 全国的に、多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

#### 2 鳥取県の状況

- 平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、中学校1年生で33人以下学級を県独自に実施。
- 児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査等の結果によると、全体的にはおおむね良好だが、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化。  
⇒ 基本的な生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、少人数指導や全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
- このような状況を踏まえ、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」を先行実施するかたちで、市町村と協力して、平成24年度から単県費による小中学校の全学年で少人数学級を実施。

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3～6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

## 46 「総額裁量制」の柔軟な運用について

### 《提案・要望の内容》

- 総額裁量制について、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書
--------	-------------------------------

- ※義務教育費国庫負担制度の枠を維持しつつ、例えば給料の単価を下げて教員の数を増やし、少人数学級編成を行うことが可能になるなど、より地方独自の取組が容易になり教育分野における地方自治体の自主性を増す、いわゆる「総額裁量制」を平成16年度から導入。
- ※しかしながら、国庫負担対象外となっている職員については、学校に必要とされて配置されている職員であるにもかかわらず、給与等について全額を地方自治体が負担しなければならない、配置が進まなかったり、人員を削減されるという結果。
- ※「総額裁量制」は地方での教育の活性化及び自主性の発揮を目途として創設された制度であるため、地方が真に必要なとしている職種については国庫負担対象職員とするなど、制度の柔軟化が必要。

### <参考>

#### 【鳥取県の状況】

- 法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけではなく様々な職種の教職員を配置。
- 一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

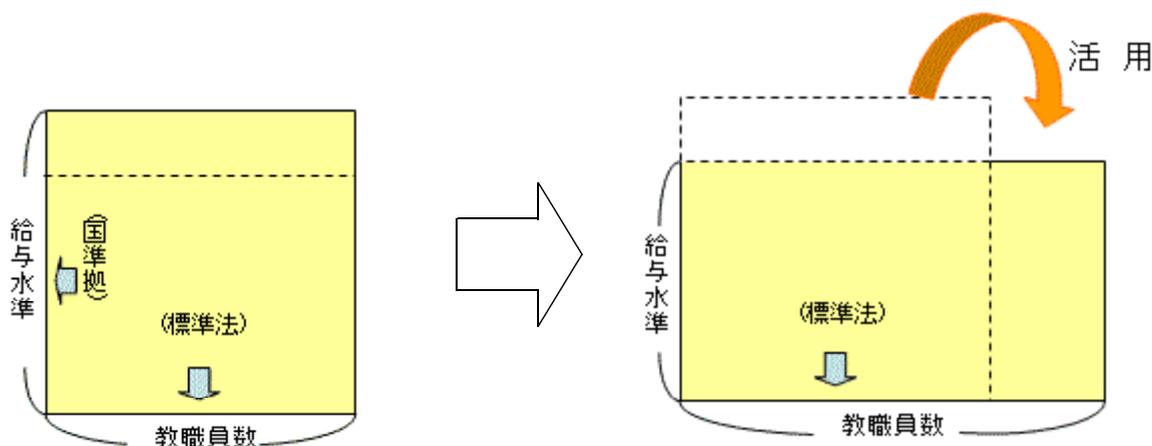
#### 【義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）について】

市町村立学校及び特別支援学校の小・中学部の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。

国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

#### 総額裁量制のイメージ



※制度創設前は、標準法による教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外であり、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少したが、制度創設後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった。



## 48 特別支援教育の充実について

### 《提案・要望の内容》

- 障害者就労支援コーディネーターや、発達障がい教育拠点に配置する通級担当職員について、国による財政措置を行うこと。
- 特別な支援を要する児童生徒が、障がいによる困難さを克服し、学習を効果的に進めるためにICT機器等を整備する場合に、国による財政措置を行うこと。
- 高等学校において、専門性のある支援員配置のための財源措置や義務教育段階での通級指導に類する実践における単位認定の弾力化など、発達障がいのある生徒に対する指導支援を充実させること。

※本県では、東・中・西部各圏域に発達障がい教育拠点を設け、障害による適応の困難性が著しい児童生徒への指導、支援を行っている。また、各圏域に通級指導教室を設置し、通級指導教室の単独設置が難しい町村に在籍する児童生徒への指導、支援を行っている。

※タブレット端末に取り込んださまざまなソフトを活用することで、障がいのある児童生徒の学習上や生活上の困難が克服され、学習意欲が向上するなどの効果が上がっており、本県でも平成25年度から機器整備を実施している。

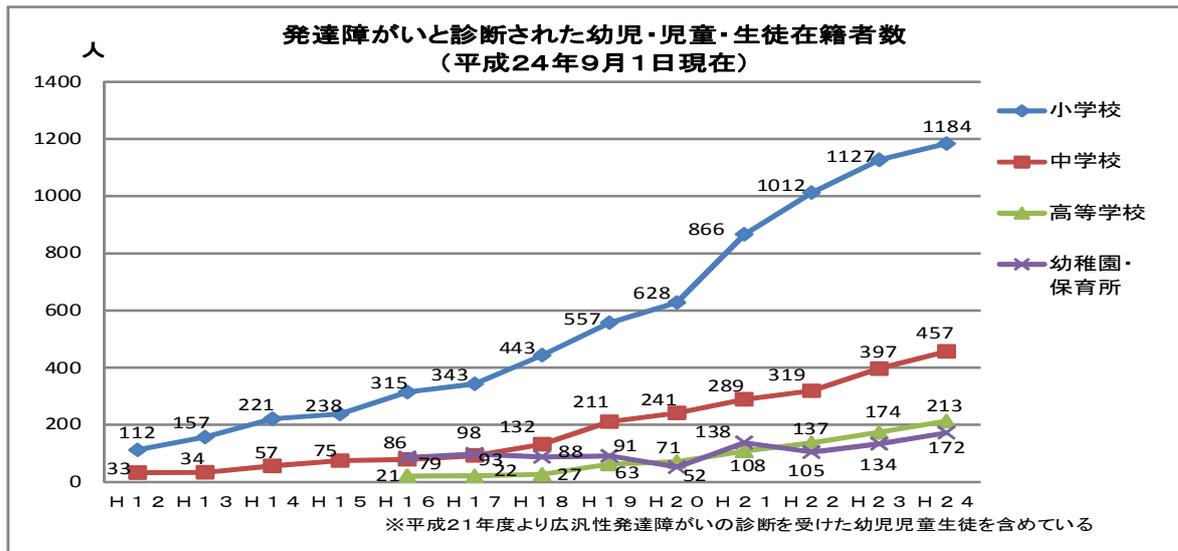
※全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向

発達障がいと診断された当県高校生の数 (H16: 21人→H24: 213人)

※今後も、高等学校における発達障がいのある生徒の増加が見込まれるため、抜本的な対策が必要

### <参考>

#### 発達障がいと診断された幼児児童・生徒の状況



## 49 給付型奨学金の創設について

### 《提案・要望の内容》

○真に公助を必要とする生徒が安心して学校へ通うため、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とする「給付型奨学金」の創設を行うこと。

○国の責務として必要な財源を確保すること。なお、財源確保に当たって、高校授業料無償化制度への所得制限の導入など制度の見直しに際しては、必要な情報提供を行うとともに、意見を聞く機会を設け、その意見を尊重すること。

○新たに保護者や学校に発生する事務及び経費等が過大とならないよう配慮すること。

※本県では、従来から所得要件を満たす申請者全員に高校奨学金の貸与を行っている。  
平成22年度から高校の授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担があることから、奨学金のニーズは多い。  
※厳しい経済・雇用状況が続いているため、将来の奨学金返還の負担への不安から高校生が進学を断念することの無いよう、卒業後に返還の必要がない給付型奨学金を創設し、安心して修学できる環境をつくる必要がある。

### <参考>

#### ○高校生への奨学金採用・申請状況等

貸与開始年度	新規貸与枠	申込者数	採用者数
平成22年度	920人	729人	729人
平成23年度	920人	615人	615人
平成24年度	815人	617人	617人
平成25年度	815人	592人	592人

※平成22年度の高校授業料無償化開始後も授業料以外の負担があるため、小幅な減少にとどまっている。

貸与開始年度	新規貸与者	左のうち低所得世帯
平成25年度	(592人) 576人	369人

※採用者592名のうち辞退があり、実際の新規貸与者は576人

※低所得世帯は、保護者等の収入合計が300万円以下の世帯数

#### ○高校奨学金の返還金未納状況

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
未納額	15,072	23,451	35,611	50,302	62,346

※厳しい経済・雇用状況が続いているため、未納額が年々増加している。

## 50 みとくさん 三徳山の世界遺産登録に向けての取組について

### 《提案・要望の内容》

- 三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。
- 世界遺産暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。

※三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造<sup>かけづくり</sup>の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿溪、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝えている。また、国の名勝及び史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財にも指定されている。

※当県では、暫定リスト入りに向け、調査・研究が特に重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査など、多角的な視点からの調査・研究に取り組んでいるところ。

### <参考>

#### ○これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取組

- |          |  |
|----------|--|
| H13年度    | 三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始  |
| H14年度～   | 調査研究、情報発信等の取組を推進   |
| H16年3月   | 三徳山世界遺産登録運動推進協議会の設立  |
| H18年度    | 開山1300年祭の開催<br>三徳山御幸行列を50年ぶりに復活  |
| H19年度    | 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答<br>国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出<br>三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始 |
| H20年度    | H19年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず<br>自然環境調査を開始  |
| H21年度    | 鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等による文化資産学習会等の実施                                      |
| H22年度    | シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、行者道保存修理の検討   |
| H23～24年度 | シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、行者道保存修理事業（23～27年度）                                 |

(国宝 投入堂)



(名勝 小鹿溪)



(重文 木造蔵王権現立像)



## 51 消防団に対する財政措置の充実について

### 《提案・要望の内容》

- 国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村で十分な消防団員が確保できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態に合わせて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。

※東日本大震災を教訓とした大規模災害への対応、避難誘導活動等は、消防団が果たすべき重要な役割である。また、住民の日常生活を脅かす火災や事故、地震や風水害、大雪による雪害も多発し、大規模化、局地化している。  
 ※近年、都市化、過疎化、高齢化による社会環境が変化する中、日頃の防災・減災活動が重要であり、住民の身近な存在として、住民の生命・身体・財産を守る消防団に寄せられる期待は一層高まっている。

### <参考>

#### 1 消防力整備指針に基づく消防団員数

本県の消防団員数は、消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づく基準団員数を大きく下回っており、高齢化が進む中、大規模災害時の対応等に不安を抱えている。

基準団員数	県内の実人員数 (H24. 4. 1)	充足率
10,051人	5,179人	51.5%

(注) 基準団員数は、平成24年度消防施設整備計画実態調査における市町村からの報告数値

#### 2 普通交付税の算定上の団員数と実人員数

普通交付税の単位費用（平成24年度）は、標準団体（10万人規模）で消防団員数563人を基準に算定されているが、当該基準による消防団員数は、本県の実態に合っていない。

交付税算定上の団員数 (県試算値)	県内の実人員数 (H24. 4. 1)	実人員数が試算値の 団員数を上回る市町村
3,314人	5,179人	17市町村／全19市町村

(注) 県試算値は、人口×563（標準団体の団員数）÷100,000（標準団体人口）で算出

#### 3 本県市町村の条例定数の推移

消防団は、住民の安心・安全確保に欠くことのできない存在であり、地域防災力の要であるが、平成に入ってから大幅な定数削減となっており、財政措置の充実がなければ定数増加は厳しい状況。

H3. 4. 1	H8. 4. 1	H14. 4. 1	H22. 4. 1	H24. 4. 1
5,962人	5,860人	5,634人	5,439人	5,454人

## 52 義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について

### 《提案・要望の内容》

○義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業について、全て国の責任と負担において実施すること。

※義務者不存在の旧岩美鉱山に係る坑廃水処理は、本県が事業主体となり、昭和55年から岩美町鉱害防止協会へ委託して実施しており、坑道等から流出する重金属（鉄、銅等）を含む強酸性（pH3.1）の坑廃水について処理を行っている。

※しかしながら、坑廃水の流出は半永久的に継続するため、事業実施に係る経費負担が財政を圧迫する状況が続いている。

については、義務者不存在の廃止鉱山における鉱害防止の責務は基本的に国にあるとの認識に立ち、坑廃水処理も含め、鉱害防止工事は全て国の責任と負担において行うこと。

※また、これが実現するまでの間、県が実施する坑廃水処理を含めた鉱害防止工事に係る補助金については、地域の実態や当該処理施設の実情等を総合的に判断して、施設の持続的な運営管理に支障にならないよう幅広く補助対象として交付すること。

### <参考>

○旧岩美鉱山坑廃水処理施設の大切坑からの大量出水について

- ・平成25年1月に、坑廃水処理施設の大切坑から大量の出水が発生し、導水路より溢れた坑廃水の一部が近傍河川（岩美川）へ流出した。
- ・原因は、坑廃水処理施設内の大切坑道内の土砂が落盤し、堰き止められていた自然のダムが決壊したために、大量の坑廃水が出水したものと考えられる。
- ・今回の事故を踏まえ、坑内作業員等の危害予防及び鉱廃水の出水量調整のための堰を設けると共に、出水した坑廃水の回収が出来るように導水路の拡幅等を行うなど、大量の出水に対応できる対策工事を検討しているところ。
- ・坑廃水処理施設の持続的な運営管理に支障を来さないよう、当該対策工事についても必要な経費の措置をお願いしたい。

【大切坑からの出水状況】



【処理施設内の状況】



【河川への流出状況】



## 53 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について

### 《提案・要望の内容》

#### ○朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること

※1943年9月10日、鳥取大地震（震度6）の発生時、日本鉱業株式会社岩美鉱業所（住所：鳥取県岩美郡岩美町荒金）澱物堆積場の堰堤が決壊し、4万3千立方メートルの鉱泥が流出。その際、堰堤直下にあった朝鮮半島出身の旧民間徴用者宿舎と下流にあった荒金部落住宅15戸が、一瞬にして埋没するという大事故が発生。

※この事故により、朝鮮半島出身の徴用者28名と日本人37名あわせて65名の尊い人命が犠牲となった。その後、決壊堰堤は修復され、新たに2か所に砂防堰堤が構築され、現在に至っているが、今なお、旧民間徴用者及び日本人の20余名の遺体が鉱泥の中に残されたままの状況。

※国において、平成17年から旧民間徴用者の遺骨については、所在の情報収集と実地調査を実施され、韓国政府に情報提供されたところだが、今なお鉱泥中に残されている遺骨の発掘及び遺族への返還について、格別の御配慮をお願いする。

### <参考>

#### ○鳥取大地震発生後現地写真



朝鮮人長屋付近



現第1県営ダム・供養塔付近

## 54 水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設 及び補助基準の緩和について

### 《提案・要望の内容》

○震災対策の充実、強化を図るため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対しての新たな補助制度の創設、また、耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。

※地震等の災害時における応急給水には、給水車、給水用タンク、飲料水袋など多くの機材や破損した水道管の補修材料の備蓄が必要である。また、水道施設の被害を最小限に抑えるため、ライフライン強化を目指して老朽管更新を実施している。これらの事業には多額の事業費を要し、水道事業経営及び水道料金に及ぼす影響が大きいため、財政支援を求める。

### <参 考>

○基幹管路の耐震化状況（平成23年度末時点 厚生労働省調査結果より）

導水管や送水管など「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で32.6%。昨年度（31.0%）から1.6ポイント上昇したが、依然として低い状況。本県においては、22.7%と全国で10番目に低い水準となっている。

	耐震適合率（平成23年度末）
全国	32.6%
鳥取県	22.7%
鳥取市上水道	38.0%
米子市上水道	19.9%

○現在の交付基準（老朽管更新事業の補助制度）

①資本単価要件：資本単価が90円/m<sup>3</sup>以上であること。

※鳥取市の場合…73.4円/m<sup>3</sup>（平成23年度）

※米子市の場合…59.2円/m<sup>3</sup>（平成23年度）

②水道料金要件：1か月に10m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金が、1,119円（平成24年度）よりも高いこと。

※鳥取市の場合…966円（平成24年度）

※米子市の場合…1,073円（平成24年度）

③現在の補助率：1/3

(給水車)



(飲料水袋)



(給水タンク)



(管の補修材料)



## 55 簡易水道統合後の簡易水道施設についての国庫補助金の期間延長及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する財政支援について

《提案・要望の内容》

- 地理的条件や統合規模を勘案し、簡易水道統合整備に対する国庫補助の期間延長を行うこと。
- 簡易水道事業等を上水道事業へ統合後の運営経費の不足分に対して国の恒常的な財政支援を行うこと。

※簡易水道事業については、平成28年度までに隣接する上水道に統合する計画書を提出していなければ国の補助対象とならないため、鳥取市においても統合計画書を提出している。

鳥取市は山間部の面積が広く、統合の対象となる小規模な簡易水道施設を多数有しており、事業は一般会計からの繰り入れや国庫補助などを主要な財源として運営している。そのため、事業統合後、簡易水道の運営経費の不足分を上水道事業が負担することとなると、独立採算制である上水道事業の安定経営に支障をきたすことになる。

また、多数の簡易水道統合整備を平成28年度までに完了することは極めて厳しい状況であり、このまま、統合期限を過ぎれば、多額の事業費が上水道事業単独の負担となる。

### 〈参考〉

#### 1 簡易水道事業統合計画

上水道事業	1事業	} 平成28年度末統合 →	上水道事業 1事業
簡易水道事業	67事業		
飲料水供給施設	10施設		

#### 2 簡易水道施設整備事業費

平成22～28年度 46億386万円（30施設整備）

#### 3 地方公営企業繰出金

統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費の一部については、一般会計から繰出しが認められており、繰出しの基準に基づく繰出金については交付税措置がある。

しかし、統合水道に係る統合後に実施する建設改良に要する経費の一部に対する一般会計からの繰出しについては、繰出しの基準が非常に厳しく、国庫補助の対象となるものに限定されている。

## 56 使用済家電製品の再資源化の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が本年4月に施行されたところであるが、持続可能なリサイクル制度として推進していくためには、費用対効果の観点から多くの市町村の参加により排出量を確保していくことが必要となることから、初期投資費用はもとより割高となるランニングコストも含めた市町村の財政支援等を行うこと。
- 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」において、家電を廃棄する際にリサイクル料金を支払う現行制度が、不法投棄や違法な不要品回収業者への持ち込みの誘因となっていると考えられることから、リサイクル料金は製品購入時に支払う「前払い制」の導入を検討すること。
- 使用済み家電製品等の海外流出について、昨年、本県の境港において不用品回収業者による廃家電（廃棄物）の輸出未遂事案が発生するなど、全国的に廃棄物の無確認輸出の発生が懸念されることから、廃棄物の適正な輸出入はもとより、国内において家電製品等の再商品化を推進する観点から、国として自治体や関係機関と連携した水際対策の徹底を図ること。

### <参 考>

#### 1 使用済小型電子機器等のリサイクルに向けた検討状況

○県下19市町村にアンケート調査実施（H25年5月）

- ・実施中⇒5市町
- ・実施に向けて検討中⇒7市町
- ・実施予定なし⇒7市町村

※実施しない理由として、7市町村のうち5町村が「小型家電の排出量が少量である」ことを掲げている。

#### 2 家電リサイクル法の対象4品目の不法投棄台数の推移

○H21以降、不法投棄台数は減少しているが、不要品回収業者に回っている可能性あり。

年 度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
全 国	121,128台	119,381台	133,207台	131,785台	152,709台
鳥取県	372台	317台	576台	291台	286台

#### 3 使用済家電製品の適正なりサイクルに向けた本県の取組状況

○市町村と連携して不用品回収業者への立入・指導を実施するとともに、テレビCM等により県民への普及啓発を実施。

##### <県内の不用品回収業者数>

区 分	東部地区	中部地区	西部地区	合 計
H 2 3	7	6	12	25
H 2 4	4	5	15	24

##### <本県のテレビCM>



#### 4 県内における使用済家電製品の無確認輸出未遂の発生

○昨年10月に本県の境港で廃家電（廃棄物）の輸出未遂が発生し、県は環境事務所と連携して対応。環境省は違反事業者に対して本年1月30日付けで嚴重注意処分を実施。

## 57 消費者行政活性化への財政的支援の継続について

### 《提案・要望の内容》

○地方消費者行政活性化基金事業が終了する平成26年度以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当について継続的な措置をすること。

※消費者が主役となる「国民本位の行政」への大改革を進める上で、地方消費者行政の活性化は喫緊の課題であり、平成21年度から基金造成による消費生活相談窓口の充実強化が図られている。

※当県においても、約2.3億円の基金を造成し、土・日曜日の相談業務開始や県内全ての市町村が相談窓口を開設するなど相談体制の充実・強化に向けて取り組んでいる。

※しかしながら、平成25年度をもって基金取り崩し期間が終了し、それに代わる財源措置がなければ、ようやく軌道に乗りつつある市町村の取り組みが困難となるため、継続的な財源措置が必須である。

### <参考>

○これまでの国の財源措置

#### ①「地方消費者行政活性化基金」の造成

平成21年度～23年度までを消費生活相談体制のための“集中育成・強化期間”と位置付け、平成20年度及び21年度の補正予算により「地方消費者行政活性化基金」造成のための交付金（約223億円）を地方自治体に配分し、その取り組みを支援。

#### ②「地方消費者行政活性化基金」の上積み

平成24年度には、消費者庁創設以来初めて当初予算で5億円を計上し、さらに補正予算で60.2億円を上積み。（総額約288億円 ※復興特会は除く。）

平成25年度にも当初予算で5億円を計上。ただし、この基金は国が先駆的政策テーマを提案し、地方と連携して実証・実験を行うもの。

→基金の取り崩し期間は、当初は平成23年度までであったものを1年ずつ2回延長されたが、平成25年度で終了の予定。

#### ③地方交付税措置の拡充

平成21年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を倍増（約90億円⇒約180億円）。

平成23年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を拡充（約180億円⇒約225億円）。

→自治体の消費者行政予算に十分反映されているかどうかは明確でなく、直接の財源措置が求められる。



## 59 航空自衛隊美保基地における 次期輸送機への機種変更について

### 《提案・要望の内容》

○自衛隊美保基地における次期輸送機C-2への機種変更にあたっては、本県が了承の条件としており、自衛隊航空機の飛行に関する安全対策について万全を期すこと。また、開発期間延長の原因となった構造上補強を要する部位に係る住民説明会を開催するなど、地元（米子市及び境港市）住民が不安を感じないように、本県並びに両市及び地元住民に対し、適時に情報提供、説明等を行うこと。

### <参考>

#### 1 C-2配備計画

平成26年度	1機
27年度	3機
28年度	2機
合計	6機

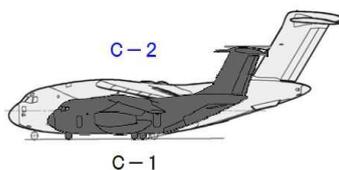
#### 2 C-2開発期間の延長

C-2開発に係る試験の進捗に伴い蓄積されたデータ等を踏まえて強度の再計算を行った結果、構造上補強を要する部位が複数確認され、これを受けて所要の措置を施すため開発期間を1年間延長するとの発表を防衛省が行った。

なお、中国四国防衛局からは、機体の安全性等に影響を及ぼす強度不足はない旨の報告を受けている。

#### 3 C-1との機体諸元比較

##### C-1との機体諸元比較



	C-2	C-1
全幅	約44m	約31m
全長	約44m	約29m
全高	約14m	約10m
基本離陸重量	約120t	約39t
最大積載量	約30t	約8t
航続距離	約6,500km (12t積載時)	約1,700km (2.6t積載時)

## 60 航空自衛隊美保基地等の大規模災害支援拠点化について

### 《提案・要望の内容》

○東日本大震災の教訓として、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時には、一元的に支援物資を被災地に輸送・提供できる体制を確保することが重要な課題であることから、次のような施策によって、航空自衛隊美保基地または近隣地域を大規模災害支援拠点として整備すること。

- ・ 緊急支援物資・資機材を備蓄し、必要な人員を配備すること
- ・ 地方自治体・民間企業を含めた調達・管理・供給体制の構築を図ること など

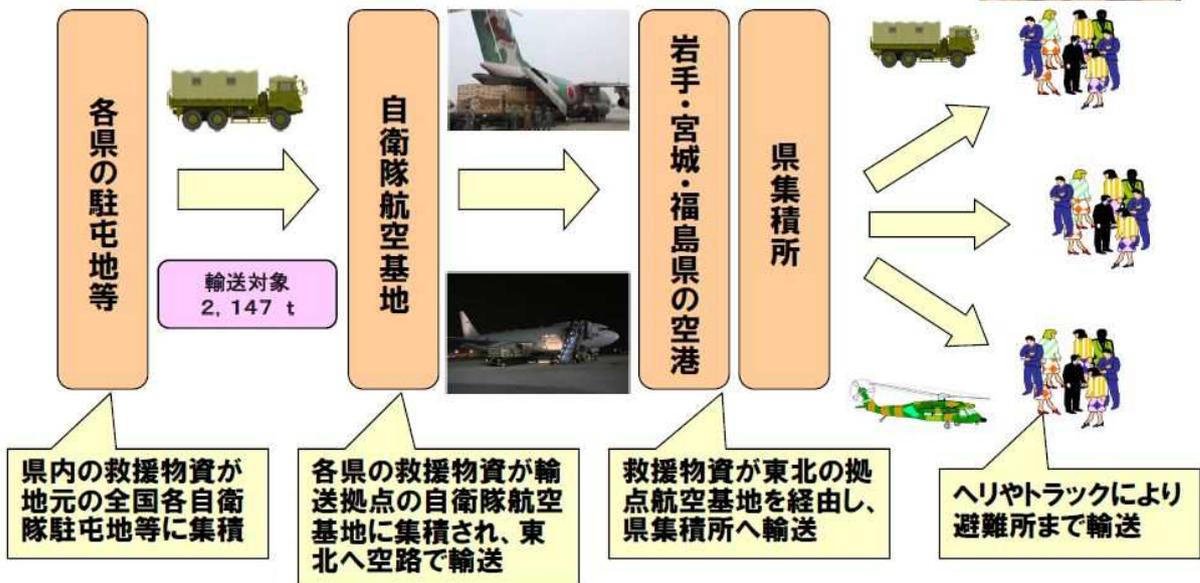
### 《参考》

#### 東日本大震災に対する防衛省・自衛隊の活動状況

— 救援物資輸送スキームの概要 —

(平成 23 年 9 月 防衛省 災害応急対策に関する検討会 (第 3 回) 資料)

- ・ 民生支援のため、生活物資の輸送の基本的なスキームを構築
- ・ 全国の自衛隊駐屯地などに物資を集積し、自衛隊が避難所まで輸送



提案・要望

提案・  
要望

緊急支援物資・資機材の備蓄

地方自治体・民間企業を含めた調達・  
管理・輸送・供給体制の構築

[提案・要望] 航空自衛隊美保基地または近隣地域を大規模災害拠点として整備

## 61 警察の人的基盤の整備について

### 《提案・要望の内容》

#### ○島根原子力発電所における原子力災害対応に万全を期するため、警察官を増員すること。

※平成23年の福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力災害特別措置法の改正等によりUPZ（緊急防護措置区域）が30km圏に拡大され、島根原子力発電所から最短で17kmに位置する本県は関係周辺県となり、原子力災害警備計画の策定等諸対策が必要となった。

※同UPZ圏内には境港警察署管内及び米子警察署管内が含まれ、原子力事故が発生した場合、本県西部地区の住民等の避難、島根県からの大量の避難者の流入、境港警察署等警察機能の移転等の事態が予想され、島根県警察、鳥取県等の関係先と連携の上、本県への影響把握、住民等の避難誘導、広域交通規制、避難地区の犯罪予防等の各種警察活動を迅速かつ的確に実施する必要がある。

※これらの対応に万全を期すためには、平素から、緊急防護措置区域等の基礎調査・実態把握、警備計画等の策定・見直し、関係機関との情報共有、教養訓練、施設・資機材整備、専門知識を有する担当者の育成等の諸対策を恒常的に推進する必要があるが、一過性あるいは断続的な対策では到底不可能であるため、警察官の増員により継続的かつ専門的、専属的な体制を確立する必要がある。

#### ○ストーカー、DV事案への迅速かつ的確な対応ができる体制を強化するため、警察官を増員すること。

※ストーカー・DV事案は、重大事件に発展するおそれ大きいことに加え、被害者の親族等にまで危害が拡大する可能性があり、被害の予防・未然防止の観点から、迅速、的確な対応が求められているところである。

※そのため、専門的な知識を持つ専従員を配置し、相談者への適切な助言・指導、適切な保護措置及びストーカー規制法に基づく警告を行うほか、事件化できるものは迅速に事件化を図り検挙措置を講じるなど、組織的な対応が必要である。

※近年、この種事案の相談件数・事案対応件数は増加傾向にあり、また、本県内に居住する親族等に対する他府県警察からの保護措置要請、さらに、当該相談を受理する都度、事案の緊急性や危険性を判断するためのシステムを導入したことに伴い、同システムへの入力、その後の継続対応等、今後、事務量の増加が見込まれるところであるが、本県における体制は脆弱であることから、この種事案に迅速かつ的確な対応を図るため体制の強化が急務である。

#### ○自動車専用道路「山陰道」の延伸に伴い、高速道路等における交通安全対策に万全を期するため、警察官を増員すること。

※高速で走行する高速道路及び自動車専用道路における交通事故は、わずかな運転ミスが大きな事故に至る可能性が高いことから、死傷者も多数となる場合が多く、現場で事故処理や交通規制を実施する警察官も常に、同様の危険性の高いリスクを負いながら業務を遂行しているところ、本県における米子自動車道以外の高速道路等は、ネクスコ西日本の活動がなく、交通事故の他に、本来の業務外の落下物や車両の故障等にあっても警察官が臨場し対応している状況である。

※本県においては、平成25年度末に山陰道「赤碕・中山ICから名和ICまでの間」が供用開始になる予定であり、本県高速道路交通警察隊（米子分駐隊）の管轄区域が49.2kmから69.8kmに延伸することとなるが、現在、同隊の体制（1当務・1個小隊3人体制）では、1当務にパトカー1台のみの運用であり、同時多発的に交通事故等が発生した場合や大規模な交通事故が発生した場合には、現場までの移動に相当の時間を要する上、パトカー1台では到底対応できず、迅速で適正な初動対応等に支障が生じるおそれがあることから、平素からパトカーの複数運用が可能となるよう警察官を増員し体制を強化する必要がある。

※なお、平成29年度頃には山陰道の一区間である鳥取西道路「鳥取空港ICから青谷ICまでの間」が供用開始になるなど、今後も自動車専用道路の延伸が見込まれている。

<参考>

○原子力発電所準立地県としての体制確立

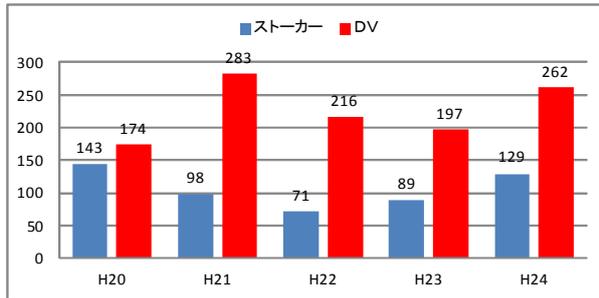
【鳥根原子力発電所周辺図】



※鳥取県地域防災計画（平成24年度修正）に基づくUPZ（30km圏）内人口 約73,000人

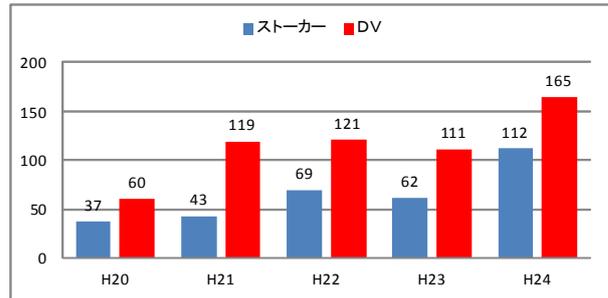
○ストーカー・DV事案対策の体制強化

【ストーカー・DV相談件数】



	H20	H21	H22	H23	H24
ストーカー	143	98	71	89	129
DV	174	283	216	197	262

【ストーカー・DV対応件数】



	H20	H21	H22	H23	H24
ストーカー	37	43	69	62	112
DV	60	119	121	111	165

○高速道路等における交通安全対策の体制強化

【自動車専用道路「山陰道」の整備状況】

